

東京都公安委員会告示第 2629号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 7 月 15 日

東京都公安委員会

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
別添のとおり
- 3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

北海道札幌市豊平区美園2条3丁目2-10

株式会社 建匠

放置違反金納付命令書 (第 30-103-260418-205726)

東京都中央区銀座1丁目12-4-7F

株式会社 RICHIE

放置違反金納付命令書 (第 30-106-260501-215135)

東京都中央区八重洲2丁目8-8

高砂企業 株式会社

放置違反金納付命令書 (第 30-331-260419-202368)

神奈川県小田原市府川43-1-202

田中 麗

放置違反金納付命令書 (第 30-332-260412-203991)

東京都中央区銀座8丁目8-6

株式会社 オルピータ

放置違反金納付命令書 (第 30-333-260418-202131)

福岡県福岡市中央区今泉1丁目5-1-201 エンクレスト天神TERRACE

有吉 龍太郎

放置違反金納付命令書 (第 30-438-260503-417234)

神奈川県川崎市高津区末長1丁目2-32-102

吉崎 涼太

放置違反金納付命令書 (第 30-439-260316-201503)

神奈川県茅ヶ崎市中海岸4丁目10-3-10-105

新城 永作

放置違反金納付命令書 (第 30-550-260424-436080)

東京都板橋区若木2丁目10-9-4-109

渡辺 航平

放置違反金納付命令書 (第 30-550-260425-203886)

東京都練馬区関町北5丁目8-3-70.5

石橋 徹也

放置違反金納付命令書 (第 30-551-260423-202958)

東京都目黒区目黒4丁目12-6-313

渡邊 泰義

放置違反金納付命令書 (第 30-771-260417-404145)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

埼玉県東松山市大字下唐子905-1 東松山シェアハウス206	督促状 (第 30-103-260201-414951)
渡辺 聖矢	
東京都杉並区永福4丁目5-8 SKマンション102	督促状 (第 30-331-251227-206289)
佐藤 丈太郎	
東京都杉並区永福4丁目5-8 SKマンション102	督促状 (第 30-331-260112-204438)
佐藤 丈太郎	
埼玉県東松山市大字下唐子905-1 東松山シェアハウス206	督促状 (第 30-331-260125-205496)
渡辺 聖矢	
東京都中央区入船2丁目5-10 シエルブルー入船4F	督促状 (第 30-331-260224-205817)
家善 株式会社	
埼玉県東松山市大字下唐子905-1 東松山シェアハウス206	督促状 (第 30-436-260209-205725)
渡辺 聖矢	
埼玉県東松山市大字下唐子905-1 東松山シェアハウス206	督促状 (第 30-550-260121-204571)
渡辺 聖矢	
千葉県浦安市堀江2丁目25-4-101	督促状 (第 30-660-260201-424165)
山下 淳司	
東京都足立区鹿浜5丁目3-2 ホワイトプレジール102	督促状 (第 30-668-251229-429259)
林 慶憲	
埼玉県東松山市大字下唐子905-1 東松山シェアハウス206	督促状 (第 30-882-260126-203183)
渡辺 聖矢	

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。